

資 料

報道機関への資料配布日時 令和5年6月19日（月）15時00分

タイトル	全道交通死亡事故多発警報の発表について								
内 容 (目的・趣旨)	<p>○ 全道で6月18日から19日までの2日間で2件の交通死亡事故が発生し、6人の方が亡くなりました。このことにより、警報発表基準に達したことから、全道の交通死亡事故多発警報を発表しました。</p> <p>発表内容の詳細は別紙のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報期間：令和5年6月19日（月）～6月25日（日）の7日間</li> <li>6月18日：2件 室蘭市1人死亡、八雲町5人死亡</li> </ul> <p>※参考 交通死亡事故多発警報の発表基準（全道）</p> <p>3日間で2件以上かつ6人以上の死者</p> <p>関係機関・団体による街頭啓発を次のとおり実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月21日（水）16：00～16：30 札幌市中央区北4条西5丁目付近歩道上（アスティ45前交差点）</li> <li>・6月22日（木）16：00～16：30 札幌市中央区北3条西4丁目付近歩道上（道庁東門前）</li> <li>・6月23日（金）16：00～16：30 札幌市中央区北3条西4丁目付近歩道上（赤れんがテラス前）</li> </ul> <p>※雨天時は、中止とします</p>								
参考	（添付資料）全道「交通死亡事故多発警報」の発表について								
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td>月 日（ ）</td> <td>時以降</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>月 日（ ）</td> <td>刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降	新聞	月 日（ ）	刊以降	
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ）	時以降							
新聞	月 日（ ）	刊以降							
報道（取材）に当たってのお願い	道民への注意喚起を促すため、積極的な報道をお願いします。								
道政記者クラブとの同時発表	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり								
所管課・係	後志総合振興局保健環境部環境生活課 担当：課長 中村佳弘 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 TEL 0136-23-1351 FAX 0136-22-5835								

## 全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和5年6月19日  
北海道

項目	内容	備考
1 警報発表事由等	<p>(1) 交通死亡事故発生状況</p> <p>① 令和5年6月18日(日)午前2時53分頃 室蘭市陣屋町2丁目無番地先路上 車両単独(軽四乗用×標識柱) 死者1人(軽四乗用 76歳男性)</p> <p>② 令和5年6月18日(日)午前11時57分頃 二世郡八雲町野田生 正面衝突(中型貨物×大型乗用) 死者5人(中型貨物1名、大型乗用4人)</p> <p>(2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数及び死者数が2日間で2件6人となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、19日に北海道知事名で交通死亡事故多発警報を発表しました。</p>	<p>※警報発表 6月19日15:00</p> <p>※全道の警報発表基準 3日間で2件以上で6人以上</p> <p>※本年の全道警報は1回目 (前回 令和2年12月14日～12月20日)</p> <p>※6/18現在 ・本年死者 35人 ・前年比 -5人 (八雲町の事故は18日現在、未計上)</p>
2 警報期間	令和5年6月19日(月)～6月25日(日)までの7日間	
3 各機関による推進事項(案)	<p>(1) 北海道 ・関係機関・団体への周知 ・緊急対策会議の開催及び開催に合わせた啓発活動 ・広報車を活用した広報啓発活動の実施 ・自治体、安協、安管等の交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施</p> <p>(2) 市町村 ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・交通指導員等による街頭指導の強化</p> <p>(3) 北海道警察 ・交通指導取締り活動の強化 ・幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・交通安全情報の発信 ・道路情報板(小型情報板)を活用した地域住民への周知 ・交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路情報センターへの情報提供</p> <p>(4) 道路管理者 ・道路情報提供板による警報周知</p> <p>(5) 安協、安管、トラック協会等 ・パトライト作戦の実施 ・事業所への警報発表周知と交通事故防止指導等</p>	
4 運転者等への注意喚起のお願い	<p>○ 自動車・二輪車は速度出し過ぎに注意する。</p> <p>○ 交差点では、信号に従い、また、一時停止で必ず停止し、確実に安全確認する。</p> <p>○ 自転車は、ヘルメットを確実に着用し、交通ルールを遵守する。</p>	